

2024年3月29日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 様

大幸薬品株式会社
代表取締役社長 柴田 高
大阪市西区西本町1丁目4-1
オリックス本町ビル16階
担当：渡邊 TEL 06-4391-0300

回答書

貴法人より頂戴しました、2024年2月28日付「再お問合せ」（以下「再お問合せ」といいます。）ご記載の質問事項につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

質問事項（1）及び（2）について

まず、当社としましては、クレベリン（本件6商品同様、二酸化塩素を発生させる当社商品をいいます。以下同じです。）の表示に関し、2014年に消費者庁より措置命令を受けた後、その反省のもと、消費者庁の指導に従って、強調表示に対しては必ず打消し表示を行う、二酸化塩素の効果・クレベリン商品上の表示を裏付けるための新たな試験を実施する等の対応を継続して参りましたが、今般のコロナ禍に伴う除菌製品に対する消費者意識の変化（期待の高まり）など社会通念の変化および随時更新される消費者庁の最新の方針に対応して、実施すべきクレベリン商品の表示の見直し等を十分に行えておらず、2022年に、本件6商品の表示に関し、消費者庁より再び措置命令（以下「本件措置命令」といいます。）を受け、一般消費者の方々に誤解されるおそれを生じさせたことにつきまして、深く反省し、改めて、心よりお詫び申し上げます。

また、ご質問の当社ウェブサイトの該当箇所につきましては、措置命令対象製品の返品・返金はお受けしかねる旨ご説明させていただいているものであり、本件6商品に関する当社の法的責任について、見解を表明したものではありません。

当社としましては、これまで、外部の専門家のご見解を参考にして、例えば、一般社団法人日本電機工業会策定の家庭用空気清浄機の規格に規定された「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」に準じた試験などを実施することにより、当社製品の性能を検証して参りましたが、残念ながら、例えば、同規格に規定された限られた条件下において、当社製品が一定の時間後に特定のウイルス・菌を減少させる効果を有することを実証したものとどまる、関連する学術界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家

多数が認める方法に当たるものとは認められない、などのご判断をいただき、当社が提出したこれらの試験の報告書をもって合理的根拠資料とお認めいただけなかったことから、本件措置命令をいただいたという経緯になります。

当社としましては、本件 6 商品について、当社がこれまで実施してきた試験の報告では合理的根拠資料として足りなかったことを深く反省し、本件 6 商品を含む、いわゆる空間除菌商品（以下「空間除菌商品」といいます。）につき、試験結果を生活空間に一般化することのできる評価試験方法自体が未だ確立できていないという原因・現状を踏まえ、今後も、本件 6 商品を含む当社製品について、真摯に、評価試験方法の確立と二酸化塩素の効果・クレベリン商品上の表示の裏付けの蓄積を進め、これらに対応した適切な広告表示をすることこそが自らの責務であると深く自覚しております。

質問事項(3)について

前記のとおり、本件措置命令でのご指摘は、当社の提出した試験報告等は合理的根拠資料と認められないというものと理解しております。

当社としては、当社の空間除菌商品をお買い上げいただくお客様ごとに生活環境その他の諸条件は千差万別であって、また、お買い上げの目的・用途も異なり、いわゆる「一般消費者」の方々の全ての使用環境において、ウイルス・菌を減少させる効果の程度を一律に実証することは困難ではあるという現実を踏まえつつ、本件 6 商品を含む当社空間除菌商品の客観的な性能として、例えば、東京高等裁判所において合理的根拠資料として認められた限定的な条件以上の、より広い条件下において、ウイルス・菌を減少させる効果の裏付けを蓄積し、その蓄積に応じて、一般消費者の方々に誤認が生じさせるおそれを生じさせることがないよう適切な広告表示をして参ります。

前記のとおり、当社としましては、空間除菌商品には、お買い上げいただくお客様の生活環境その他の諸条件によって、ウイルス・菌を減少させる効果の程度は一律ではないことを表記し、これを一般消費者の方々にご理解いただくよう努めておりますが、他方で、本件 6 商品を含む当社の空間除菌商品のウイルス・菌を減少させる効果について、極めて限定的な条件でしか効果がない、限定的な条件以外の条件では極めて限定的な効果しかない、更には、一般的な使用環境では、ウイルス・菌を減少させる効果が一切ない、あるいは、極めて限定的な効果しかない、といった風評被害を大変危惧しております。消費者が安心して生活できる社会の実現を目的としておられる貴法人におかれましても、消費者にそのような誤認を生じさせることがないよう、本件 6 商品を含む当社の空間除菌商品を正しく理解し正しく使用することについてご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本件 6 商品を含む当社の空間除菌商品については、<https://news.ameba.jp/article/cleverin/>でも情報発信をさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上